

熱損失防止改修住宅(専有部分)に係る固定資産税の減額申告書					
(納税義務者) 申告者氏名 (名 称)	⑩			住 所	
個人番号又は 法 人 番 号	右詰で記載			電 話 番 号	
地方税法附則第 15 条の 9 第 9 項若しくは第 10 項 (熱損失防止改修住宅 (専有部分) に係る固定資産税の減額) 又は同法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項若しくは第 5 項 (特定熱損失防止改修住宅 (専有部分) に係る固定資産税の減額) の適用を受けるため、多治見市税条例附則第 9 条の 3 第 6 項又は第 8 項の規定により申告します。					
家屋の所在		多治見市			
家屋番号	種類	構造	床面積 (居住床面積)	建築 年月日	登記 年月日
			m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	年 月 日	年 月 日
			m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	年 月 日	年 月 日
			m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	年 月 日	年 月 日
熱損失防止改修工事完了年月日		年 月 日			
熱損失防止改修工事に要した費用		円			
補助金等の額(地方税法施行令附則 第 12 条第 38 項の規定による)		円			
備 考 (熱損失改修工事が完了した日から 3 月以内に提出することができ なかった理由)					
<b>【 添 付 書 類 】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納税義務者の住民票の写し(市内在住の場合は地方税法施行規則附則第 7 条第 13 項の規定により不要)</li> <li>・ 熱損失防止改修工事が行われた旨を証する書類 (建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が発行するもの)</li> <li>・ 熱損失防止改修工事に要した費用を証する書類 (工事費領収書等)</li> <li>・ 当該熱損失防止改修工事に係る補助金等の決定通知書の写し</li> <li>・ 長期優良住宅認定通知書の写し (改修工事により長期優良住宅に該当することとなった場合のみ必要 (特定熱損失防止改修住宅))</li> </ul>					

